資料２－１

利用定員の設定について

１　意見聴取の概要

子ども・子育て支援法第３１条第２項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議から意見を聴取することとされている。

２　対象施設

（１）申請者

名　称　　学校法人　信望愛学園
所在地　　山口県山口市亀山町４番２号
代表者　　理事長　原田豊己
施設名　　暁の星幼稚園（防府市八王子一丁目２６番２７号）

（２）特定教育・保育施設の種類

幼稚園

（３）確認申請による利用定員

１号定員
１０５人

※認可定員　１６０人

（４）当該施設における過去３年間の園児数

	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
満３歳児	２人	０人	１人
３歳児	３４人	３９人	２７人
４歳児	３６人	３６人	３８人
５歳児	３４人	３４人	３３人
計	１０６人	１０９人	９９人

※学校基本調査（各年５月１日現在）

（５）開始予定年月日

平成２８年４月１日